

## 地域医療構想の実現に向けて留意すべき観点について

平成 37 年(2025 年)にはいわゆる団塊の世代が 75 歳以上となり、医療や介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、医療ニーズや疾病構造の変化が見込まれています。

そのため、県では平成 37 (2025) 年を見据え、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を適切に推進するため、三重県地域医療構想を策定しました。

地域医療構想の実現に向けては、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議によって、医療機能の分化・連携を進めていくこととなりますが、その際には下記の観点に留意して議論を進める必要があります。

### 1 人口減少及び少子高齢化に伴う疾病構造の変化による病床の必要量

人口減少や少子高齢化に伴う疾病構造の変化による医療需要の変化により、本県の各構想区域における 2025 年の病床の必要量が減少することを踏まえた、病床機能の分化・連携を検討することか必要です。

また、医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置により、急性期から回復期、慢性期まで患者が状態に見合った病床で、状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制をつくる必要があります。

### 2 各医療機関が提供する医療機能

住民に対して適切な医療を提供するため、各医療機関が果たすべき役割を明確にする必要があります。

この際、公立病院については、山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供や、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供などの役割が期待されていることに留意する必要があります。また、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえてもなお、これらの医療を公立病院において提供することが必要であるのかどうか、民間医療機関等との役割分担を踏まえ公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについても確認することが必要となります。

公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関についても同様に、公的医療機関等でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認することが必要です。

また、その他の民間医療機関においても担うことができる医療機能については、公的・公立病院と整合を図る必要があります。

### 3 医療従事者の確保と活用

医療従事者については、「地域医療構想」による病床の必要量の推計等を踏まえ、その需給について検討を進める必要があります。

病床の必要量の減少に伴い、病院内で従事する医療従事者の必要量は減少することとなりますが、在宅医療の進展により、在宅医療や介護分野での医療従事者の必要量は増加することが見込まれます。

そのため、医療・介護連携も踏まえた、医療介護人材の確保や適正配置を検討する必要があります。

#### **4 適切な病院経営**

病院の運営においては、将来の人口減少も見据えた適切な病院経営により継続的に良質な医療を提供する必要があります。

そのため、医療機関の連携・再編等にあたっては、将来（2025年以降）も見据えた病院経営についても検討が必要です。